

児童扶養手当の現況届提出を

問合せ 子ども課子育て支援係☎内線3123

要件 次のいずれかの児童を持つ親、または養育者

- ・父母の離婚後、父または母と生計が別の児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度障害の状態の児童
- ・父または母の生死が不明な児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童

父または母と生計が別の児童を育てている親、または養育者に支給します。8月31日(月)までに現況届の手続きをしてください。受給中の人には通知します

- ・父または母が1年以上拘束されている児童
 - ・父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
 - ・父母ともに不明な児童
- ※以下は支給されないことがあります
- ・父または母が事実上の婚姻関係にある児童
 - ・父または母が公的年金を受けられる児童
 - ・父または母が一定額の所得がある児童

支給額(月額)

	全部支給	一部支給(所得に応じる)
子ども1人	43,160円	43,150円～10,810円
2人目の加算額	10,190円	10,180円～5,100円
3人目以降の加算額	6,110円	6,100円～3,060円

支給期間 児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日まで
※障がいがある場合は20歳未満

受付期間 土・日曜日、祝日を除く8月3日(月)～31日(月) 午前9時～午後5時15分

※3日(月)・17日(月)・24日(月)・31日(月)は午後7時まで受け付けます

窓口 子ども課子育て支援係

●白沢町・利根町在住の人は、下記の期間は各支所でも手続きできます

受付期間 8月13日(木)・14日(金) 午前9時～午後5時15分

窓口 白沢・利根支所生活係

特別児童扶養手当

窓口・問合せ 子ども課子育て支援係☎内線3123

心身に障がいがある児童に手当を支給することで、福祉の増進を図ります。期間内に所得状況届を提出してください。

対象 心身に障がいがある20歳未満の児童を養育している父、母、または父母に代わって養育している人(児童が障がいを支給事由とする年金を受けられる場合や、児童福祉施設などに入所している人は除きます)

支給額(月額) 障がいの程度1級52,500円/2級34,970円

※4月・8月・11月の年3回、4カ月分を振り込み(受給資格者または扶養義務者の所得が、一定額を超える場合は支給停止)

●**受給中の人** 8月12日(水)から9月11日(金)までに、所得状況届を提出。該当者には通知します

●**新たに申請する人** 認定請求書に所定の診断書と関係書類を添えて提出

特別障害者手当・障害児福祉手当

窓口・問合せ 社会福祉課障害福祉係☎内線3109

特別障害者手当 在宅で著しい重度の障がいの状態にあり、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の人に支給(社会福祉施設へ入所している場合や、病院に3カ月以上入院している人は除きます)

障害児福祉手当 在宅で日常生活に常時介護を要する20歳未満の人に支給(障がいを支給事由とする年金を受けられる場合や、児童福祉施設などに入所している人は除きます)

支給額(月額) 特別障害者手当27,350円/障害児福祉手当14,880円

※2月・5月・8月・11月に、前月分までを振り込み(受給資格者または扶養義務者の所得が、一定額を超える場合は支給停止)

●**受給中の人** 8月12日(水)から9月11日(金)までに、所得状況届を提出。該当者には通知します

●**新たに申請する人** 認定請求書に所定の診断書と関係書類を添えて提出